5 米国の対内直接投資と新たな潮流
米中対立の下でのサプライチェーンへの影響

増田耕太郎 *Kotaro Masuda*
（一財）国際貿易投資研究所　客員研究員

要　旨

・2019 年の米国の対内直接投資額は前年比 17.0%増の 2,614.12 億ドルである。日本からの投資は前年比 2.1 倍増の 385.26 億ドルで、対内投資総額の 14.7%を占める。そのうち、9 割以上を M&A 型投資が占めるものの、グリーン・フィールド型投資も大きいのが日本の特徴である。しかも、国別投資残高が最大である。

・近年、直接投資やグローバル・サプライチェーンに大きな影響を与える状況に変化がある。中国企業等を念頭においた外国企業による自国企業の買収や資本参加等の M&A 型投資等に対し、自国の国家安全保障を念頭においた対内投資規制を強化している。米国は、外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）が輸出管理改革法（ECRA）とともに「米国国防権限法」（NDAA）2019 の一部として成立した。

・国家安全保障に関わるハイテク技術、同製品（ソフトウエア、サービスを含む）の取引についての規制強化である。特に目立つのは ECRA による中国企業等による取引制限である。米国企業だけでなく米国製部品・ソフト・技術等を一定以上の割合で使用している場合には米国以外の企業にも適用する。

　米国における大統領判断による米国企業の買収阻止事例をみると、近年は「モノ（半導体関連分野）」から「IT サービス（データ管理技術分野）」に拡大した。

・中国新疆ウイグル自治区等での少数民族等への強制労働、人権侵害、迫害

http://www.iti.or.jp/

等への懸念に対し、そうした国・地域での産品に対し米国だけでなく欧州諸国等の企業からも厳しい眼が向いている。サプライチェーンの構築には、ESG への対応が必要である。

・中国は中国版輸出管理法というべき「輸出管制法」を施行した（2020.12.1）。国家安全」に関わる技術・物品の海外取引を制限し、国家の安全を損ねると判断した海外企業をリスト化し、輸出禁止ができる。「再輸出規制」、「みなし輸出規制」、「輸出活動に対する監査・検査の規定」、「輸出規制先リスト」、「外国組織・人材に対する域外適用」、「中国の国家安全と『利益』に危害を及ぼした場合の報復措置」などの条項がある。具体的な運用規則や対象品目が明確でないので、中国の生産品を活用したサプライチェーンを構築している企業は、慎重な見極めと輸出管理体制の構築が求められる。

・新型コロナウイルス（COVID-19）の蔓延によるサプライチェーンの混乱がある。各国が「ヒト」の移動を制限し物流が滞った。さらに、中国製品の過度な依存と中国政府等による「輸出規制」である。ワクチンについても争奪戦になり、米国や EU が国内（域内）向け供給を優先する方針を採っていることも、国民の生命を護るためにも、医薬品、医療用品（素材、中間財を含む）を国家安全保障の観点から自国内で一定以上の生産ができることの重要性を痛感した。

・米中対立が深刻化するなかで、対米直接投資の新潮流というべき変化が起きつつあるように見える。米国での生産強化や新たな投資の動きとして、台湾積体電子製造（TSMC）による半導体製造工場の建設、オーストラリアの Lynas Corp 等によるレアアース精錬工場の建設計画などである。過度な中国依存を軽減するのが狙いである。中国企業による対米投資も“技術獲得”を目的にした米国企業の買収が困難になるなかで、娯楽関連分野を中心に、ヘルスケア、対消費者サービスなど非製造業分野に集中している（2020 年 1-6 月期）。

・日本企業による対米投資は、「M&A 型投資」を活用し、最近 4 年間の M&A 型投資（「In-Out 型」）の 32%が在米企業を対象にしている。対

http://www.iti.or.jp/

米投資事例をみると、①日米欧の３拠点による新分野での事業機会獲得。中国や ASEAN・インドへの投資も多いので、3～5 極体制ともとれる。②投資ファンドによる新分野での投資機会を得る。③米国での生産強化を図る、などである。

・アフターコロナの時代における対米直接投資を中心にした展望を考えると、①広範囲な分散、有力市場を重視した分散型のサプライチェーン、②加速化する「脱炭素化」への対応の重視である。

なお、中国のグローバル・サプライチェーンに対する考えは次のようであると推測している。第１は、国際的なサプライチェーンが、『中国抜き』（中国依存なし）では成り立たない状況を目指す。第２は、中国自身は、国際的なサプライチェーンに依存しない状況に作り替える。

1.　米国の対内直接投資の特徴

・対内直接投資総額の推移

2019 年の米国の対内直接投資額は前年に比べ 380.11 億ドル増加の 2,614.12 億ドル（前年比 17.0%増）である。米国の対内直接投資の推移をみると、2015-16 年当時に及ばないものの、IT バブル崩壊直前の 2000 年、リーマンショック直前の 2008 年当時の水準に近いレベルにある（図-1）。

・圧倒的に多い M&A 型投資

グリーン・フィールド（GF）型投資か M&A 型投資か区別した投資形態別統計でみると、過去 5 年間の合計額では M&A 型投資が 97.9%を占める。国別でも、主要国の対米投資は 9 割以上を M&A 型投資で占める(注-1)。このため、大型 M&A 型契約の有無により投資国上位が変動する。また巨額な売却契約があると単年でマイナスになる。日本は他国と同様に M&A 型投資が 9 割を優に超えるものの GF 型投資額が最も大きく、しかも進出後の追加投資額も大きい。

http://www.iti.or.jp/

図-1　米国の対内直接投資総額と日本からの投資の割合推移

（単位：100万米ドル、％（右））

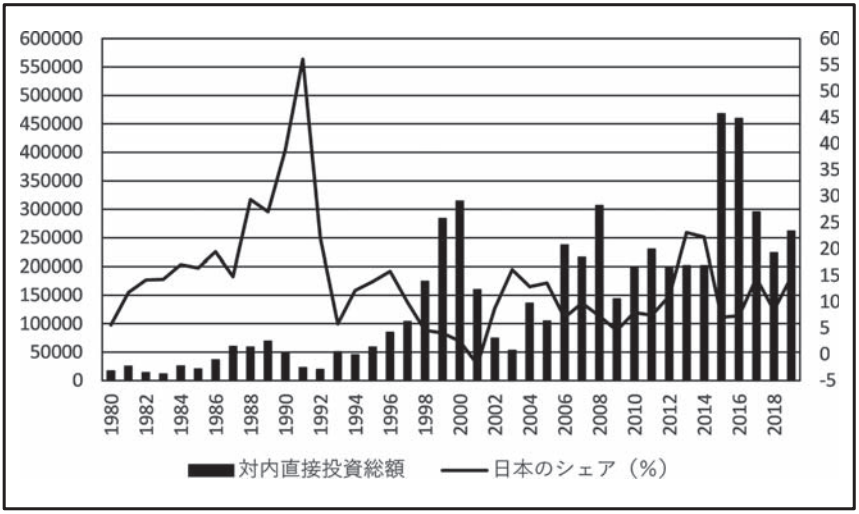

出所：「世界主要国の直接投資統計集」（原資料は米国直接投資統計）

・対内直接投資額の最大の製造業種は医薬品製造業

業種別でみると、2019年では製造業が36.3%を占め「医薬品製造業」（7.6%）を含む「化学品製造業」の15.8%が最大である。非製造業分野では、「卸売業」（12.6%）、「金融・保険業（預金機関を除く）」（10.3%）、「持ち株会社」（7.5%）、「専門的、科学・技術サービス」（6.3%）が目立つ。

2019年末時点における投資残高でみると、製造業は40.1%を占める。そのうち、医薬品製造業が最大業種で11.5%を占め、日本からの投資が大きい自動車・車体および自動車部品製造業（3.2%）の約2.9倍の規模である。医薬品製造業は米国企業間に加え、欧米企業間での大型契約、米国の医薬品ベンチャー企業を対象にしたM&A契約が極めて多い。例えば、最近では、SANOFI（フランス）は、がん免疫療法の治療薬開発のベンチャー企業・Synthorx Incの買収終合（2019.12.9　買収額25億ドル）、後発性硬化症や自己免疫疾患の治療薬のPrincipia Biopharma Inc.の買収（2020.8、買収額

http://www.iti.or.jp/

34 億ドル）などが相次いでいる。

なお、米国の対内直接投資統計における業種分類は細かく、製造業等の大分類から最末端の細分まで含めると 293 業種である。

・最大の投資残高国は日本

対内直接投資残高（2019 年末時点）でみると、日本が最大の投資国で 2019 年末時点の投資残高は 6,192,59 億ドルである。次いで、英国（5,050.9 億ドル）、カナダ（4,957.2 億ドル）、オランダ（4870.9 億ドル）と続く（表-2）。

日本からの対米投資額は前年比 2.1 倍増の 385.26 億ドルで、対内投資総額の 14.7%を占める。中国からの投資は、2016 年に 180.06 億ドル（国別シェア 3.9%）に急増したが、その後は減少している。ただし、2019 年は前年比 167.9%増の 42.6 億ドルで過去 3 番目に高い水準である。米中経済摩擦が激化している中での増加している。中国が占める割合は 1.6%にとどまり、1%を超えたのは 2012 年である。

日本の対外直接投資統計をもとにした日本の対米投資額は、対中国投資を

表-1　米国の対内直接投資額・投資残高（主要国別）

（単位：100万米ドル、%）

	1990	2000	2010	2019	構成比	最近5年間合計	構成比	投資残高（2019末）	構成比
世界計	48,422	314,007	198,049	261,412	100.0	1,707,153	100.0	4458362	100.0
カナダ	1,821	27,258	7,357	36,489	14.0	283,288	16.6	495,720	11.1
欧州計	21,549	251,041	151,055	120,004	45.9	1,017,865	59.6	2,871,431	64.4
フランス	5,987	51,001	8,865	7,702	2.9	89,380	5.2	282,226	6.3
ドイツ	585	14,054	18,760	42,052	16.1	130,115	7.6	372,879	8.4
アイルランド	-138	5,060	5,417	-1,816		106,687	6.2	225,517	5.1
ルクセンブルク	1,851	30,864	29,461	5,578	2.1	132,539	7.8	297,052	6.7
オランダ	7,163	33,517	20,772	13,093	5.0	194,389	11.4	487,079	10.9
スイス	-633	12,124	41,406	11,316	4.3	76,394	4.5	300,393	6.7
英国	4,519	82,652	30,069	23,234	8.9	194,642	11.4	505,088	11.3
中南米計	5,199	12,741	13,424	31,986	12.2	118,698	7.0	193786	4.3
バーミューダ	741	2,965	5,371	21,523	8.2	72,786	4.3	56,279	1.3
英領カリブ海諸	-2,552	3,800	5,627	5,647	2.2	26,873	1.6	90,554	2.0
アジア・大洋州計	20,474	19,912	26,875	68,809	26.3	272,290	15.9	858527	19.3
オーストラリア	1,279	4,935	4,047	16,196	6.2	33,977	2.0	80,974	1.8
中国	37	-6	1,037	4,260	1.6	31,727	1.9	37,685	0.8
日本	18,754	7,820	15,805	38,526	14.7	166,860	9.8	619,259	13.9

出所：世界主要国の直接投資統計集（原資料は、米国直接投資統計）

http://www.iti.or.jp/

常に上回っている。1989～2005年度の現在の統計作成法（国際収支基準）以前に遡っても、対米投資額が対中国投資額より多い状況が続いている。香港を加えても、対米投資額は対「中国＋香港」投資額と比べても、2010年を除くと2005年以降は常に上回る。2019年の場合は、対米投資が438.5億ドルに対し、対「中国＋香港）投資は145.0億ドルである。2020年（上期）も同様に、対米投資額の200.7億ドルに対し、対「中国＋香港」投資は66.7億ドルである。対米投資は対外直接投資総額の19.7%を占める（2019年）。対米投資の割合が20%を超える業種は、製造業分野では「食料品製造業」（20.7%）、「繊維製造業」（32.9%）、「ゴム・皮革製造業」（47.2%）、「一般機械製造業」（25.0%）、「電気機械製造業」（56.8%）である、非製造業種では「水産・漁業」（60.2%）、「建設業」（50.8%）、「不動産業」（26.2%）などである。

2. 米国の対内直接投資規制と輸出管理法・規則の厳格化と対米投資

米中対立の劇化は、サプライチェーンに大きな影響を与えかねない。主なものを列記すると、第1は、米国による中国企業等を念頭においた外国企業による自国企業の買収、資本参加等のM&A型投資に加え対米直接投資に対し、自国の国家安全保障を念頭においた投資規制を強化している。外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）が「2019年米国国防権限法」（NDAA 2019）の一部として成立している。米国だけでなく、日本やEU等でも国家安全保障の関わる対内投資規制を強化している。

第2は、自国企業の買収等だけでなく、国家安全保障を及ぼしかねないハイテク技術、同製品（ソフトウエア、サービスを含む）の取引についても規制強化である。さらに、輸出管理改革法（ECRA）がNDAA2019の一部として成立した。特に目立つのはECRAおよびその下位規則である輸出管理規則（ECA）にもとづく中国企業等による取引制限である。米国企業だけでなく米国製部品・ソフト・技術等を一定以上の割合で使用している場合には米国以外の企業にも適用する。

http://www.iti.or.jp/

第3が、中国の中国版「輸出管理法」（輸出管制法）の施行である（2020.12.1）。第4が、新型コロナウイルスの蔓延による落ち込みでと、中国に依存しすぎた医療用品や医薬品原料の不足による混乱である。

2.1. FIRRMA法の成立

米国は対米投資を歓迎する基本原則にたち、米国の国家安全保障をそこなう危険が高いと判断した投資について例外的に規制する。対内投資規制の方法は、日本が「事前規制」であるのに対し米国は「事後規制」である。

外国投資リスク審査近代化法（FIRRMA）は、2019年米国国防権限法（NDAA2019）の一部として成立した（2018.8.30）。同法の最終規則も施行され（2020.2.13）、安全保障上の観点から外国企業の対米投資を審査する対米外国投資委員会（CFIUS）の機能・権限を強化した。①審査対象外であった『米国内の事業に関わる重要技術・インフラ、機微な個人情報などが関わる非支配的な投資（Non-Controlling Investments）』に加え、『空港や港湾、軍事施設が近接する不動産の取引も今後審査の対象』できるようになった。②『重要技術』（Critical Technologies）を扱う米国企業への投資はCFIUSへの事前届出を義務化した、③『重要技術』の定義は2018年輸出規制改革法により規制される新興・基盤的技術（Emerging and Foundational. Technologies）に加え、北米産業分類（NAICS）に基づく27の特定産業を指定した。④特定産業に関連する重要技術を扱う米国企業への投資を行う外国企業には投資概要を記した宣誓書を任意戻出することで事前にCFIUSの審査の要否判断を求めることができる、などである。

・大統領による買収阻止は、「モノ」（半導体）から「ITサービス」（データ管理技術）分野に

米国大統領が米国企業の買収を阻止したのは過去に7件ある。そのうち、オバマ政権時代が2件、トランプ政権では4件で、過去10年以内に集中している。7件中6件は中国企業が関わる案件で、中国企業が関わらない買収契約案件はBroadcomによるQualcom買収契約の1件だけである。また、

http://www.iti.or.jp/

オバマ政権時に2件、トランプ政権で4あり、2015年以降の5年間に5件と集中している（表-2）。

そのうち、買収契約が成立し買収が完了した後に契約破棄を命じたのは、北京中長石基信息技術（Beijing Shiji Information Technology）によるStayNTouch社の買収である（2020.3）。StayNTouchはホテルの予約状況や価格設定、清掃状況などの管理システム（“Rover Hotel Management Software”）で知られ、北米、欧州、アジア太平洋の多くのホテルで使われている。

同社に対する大統領命令は、従来の事例と大きく異なる。半導体などの「モノ」からITサービス（「データ」管理技術）に拡大している。トランプ大統領が契約破棄を命じたのは買収完了後18か月も経過した買収案件に遡及し契約破棄を命じている。『買収契約直後にCFIUSに通知（Notice）し、CFIUSの審査を受け承認を得て契約を実行した』と推測しているが、米国の対内投資規制法制が「事後審査」制度であることを示している。大統領が『安全保障上の理由』で買収契約案件の阻止を決めることは法的検討の対象にはならない。なお、同社を買収したMCR Developmentは、HiltonやMarriottなどのホテルブランドを運営し買収額は4,600万ドルである（2020.8.31）。

また、TikTokの米国事業の売却命令に対し、ORACLEが中心のコンソーシアムを選び、米国法人を設立する（2020.9.13）。TikTokを運営するBytedance（北京字節跳動科技）は大統領命令に対し『厳格に順守する』との報道があり、大統領命令に従うしか方策はないとみられていた。ただし、Bytedanceは連邦地裁に対し事業売却を強制する連邦政府命令を無効にするように訴訟中である。どのような結果になるのか不透明であるが、連邦地裁は2度の渡り連邦政府の制限を一時的に差し止める判断をしている（2020.10および12。さらに、「売却」契約の成立には米国政府および中国政府の承認が必要であるので、どのような展開になるか予想しがたい(注-2)。

なお、米国は“Clean Network”構想を発表し（2020.8.5　ポンペイオ国務長官発言）、クリーンな『通信キャリア』『アプリ』『アプリストア』『クラ

http://www.iti.or.jp/

表-2　大統領命令による米国企業買収阻止事例（2015 年以降）

	買収をしようとした外国企業　（国籍）	買収対象の米国企業	分野（時期）	政権	概要
3	福建芯片投資基金（Fujian Grand Chip Investment Fund LP：FGC【中国企業のドイツ法人】	Aixtron、SE（ドイツ）	半導体（2016.12）	OBAMA	中国の国有企業福建芯片投資基金（Fujian Grand Chip Investment Fund LP）がドイツの子会社Grand Chip Investment GmbH（GCI）を通じてドイツ企業のAixtronの買収を発表（2016.5）
4	Canyon Bridge partners【中国】	Lattice Semiconductors	半導体（2017.09）	TRUMP	Canyon Bridge partners　は、中国の投資ファンド Latticeはプログラム可能なファブレスの半導体メーカー
5	Broadcom Ltd【シンガポール】	Qualcomm, Inc	半導体（2018.03）	TRUMP	Qualcomm, Incは半導体の設計開発メーカー、生産はGLOBALFOUNDRIESやTSMC等に委託 ・BroadcomはAvago Technologies（シンガポール籍）が買収し、買収後Broadcomに社名変更
6	北京中長石基信息技術（Beijing Shiji Information Technology）【中国】	StayNTouch	IT サービス（2020.03）	TRUMP	北京中長石基信息技術（Beijing Shiji Information Technology）は中国IT企業 ・StayNTouchは、ホテル向けに宿泊者や資産の管理を行うモバイルサービスを提供するITサービス企業。 Beijing Shiji はホテル向けソリューションプロバイダ大手、2流通、飲食業務向けにITサービス・技術を提供している会社を次々と買収、資本参加し。2015年12月に流通情報システム企業の北京長京益信息科技を買収、中国小売市場のローエンドからハイエンド、小型のコンビニから大型スーパーチェーンまでの市場を網羅し流通情報システムの代表的な企業 ・StayNTouchの買収は、2018年9月に完了している。北京中長石基信息技術は、120日以内に、取得済みの株式や顧客情報などを全て売却・処分する必要がある。 2020-08-31 MCR Developmentが、4600万ドルで買収すると発表 MCRはHiltonやMarriottなどのホテルブランドを運営する企業
7	北京字節跳動科技（Bytedance）【中国】	Bytedance提供のTiktokの米国事業	IT サービス（2020.08）	TRUMP	トランプ大統領は、Bytedance（北京字節跳動科技）に対し、国家安全保障上の懸念を理由に同社が運営する動画投稿アプリTikTokの米国資産を売却するよう命じた ・2020.9.13　ORCLEが主導するコンソーシアムに売却すると発表 ORACLE以外に、WalmartがMicrosoftと組み買収交渉に名乗りでていた（Walmart とMicrosoftは、クラウドやＡＩの分野で提携契約） ・2020.09.27 米連邦地裁（U.S. District Court, Washington DC）は,同日午後11:59に発効予定トランプの『米政権による配信禁止措置』の一時差し止めを命じる判断。（ByteDance はTikTokの売却交渉が継続中を理由に配信禁止措置の一時差し止めを請求していた。2020.9.23）

注　第３次審査（大統領判断による買収阻止）事例７件のうち、2015 年以前の２件は省略
　　トランプ政権は７件中４件を買収阻止した
出所：各種報道や米国政府資料を参考に作成

ウド』『（海底）ケーブル』、『通信機器』などの広範囲な通信関連分野から中国企業を排除するクリーンな『国』とのネットワークによる連携を図ることを目指している。これらの分野に対する規制はより厳しくなることが予想される。

2.2.　ECRA 法の成立と輸出管理規則

ECRA 法は、Emerging and Foundational Technologies を米国の国家安全保障上の重要技術と規定し、“Emerging Technologies”（「新興技術」）と“Foundational Technologies”（「基盤的技術」）をあげている。その対象は「技術」だけでなく、「ソフトウエア」や「製品」も含まれる。このため、

http://www.iti.or.jp/

「技術の輸出・再輸出」規制に加え、それに密接に関連する「製品・ソフトウェアの輸出・再輸出」規制も適用する。

・HUAWEI に対する「規制」「制裁」

米国政府による中国企業に対する「規制」「制裁」の状況について次世代通信規格 5G のトップ企業・華為技術有限公司（HUAWEI Inc.）を例にとる。

HUAWEI に対する規制は ZTE（中興通訊股份有限公司）とともに安全保障上の脅威であると、「通信システムからの排除」、「米国企業の買収禁止」、「米国民間企業に対する取引の自粛」等を求める下院情報委員会報告書（2012 年 10 月）にさかのぼる。

HUAWEI に対する規制内容を大別すると、①政府調達の禁止、②イラン制裁等による起訴、③輸出管理規則の Entity List 掲載、④直接製品規制の拡大適用などがあり、厳しさを増している。特に、「直接製品規制」の適用が強化され、半導体の確保が大きな制約をうけ、各国の 5G 関連通信機器の採用・調達だけでなく、HUAWEI に部品供給する日本企業にも、影響が及んでいる。例えば、SONY、キオクシア、TDK などの日本企業が米国政府に対し HUAWEI への部品輸出の許可申請をしていると伝えている（New York に拠点を持つ中国ニュースを専門に扱う多維新聞（Duowei News 2020.10.16 付）。そのうち、SONY は HUAWEI に対する部品供給の承認を得たと伝えられている（2020.10.29）。報道されているのは一部の企業だけで、多くの日本企業が部品や素材の供給承認を得るために動いている。なお、HUAWEI の主要取引先は“HUAWEI Annual Core Supplier Convention（2018 年 11 月に深圳で開催）の表彰企業から知ることができる。表彰企業数 92 のうち、日本企業数は 11 社で、米国企業（32）、中国企業（24）に次いで 3 番目に多い。

2020 年 9 月 15 日、米国政府は HUAWEI Inc. を Entity List に追加し、米国製ハイテク部品などの事実上の禁輸措置を発表した。米国の国内法を海外の国にも適用する域外規制である。仮に、日本企業が、この規制に違反し

http://www.iti.or.jp/

「米国品」をHUAWEIに「再輸出」した場合には、「罰金」、「禁固」、「取引禁止顧客に指定」、「米国政府調達からの除外」等が課されるので、実質的に米国との取引ができなくなる事態になる。

・新疆ウイグル自治区等の少数民族などに対する“強制労働”や“人権侵害”

中国政府による新疆ウイグル自治区等の少数民族に対する“強制労働”。“人権侵害”の懸念に対し、BISは、新疆ウイグル自治区における大規模なウイグル人拘留や強制労働、生体認証データや遺伝情報の強制収集、解析などに関わった中国企業11社を輸出管理規則（EAR）に基づくELに新たに載せ事実上の禁輸措置を発令した（2020.7.20）。さらに、新疆ウイグル自治区で生産した綿製品やトマトと綿製品の輸入を禁じた（2021.1.13）。同地区の特定企業が関わる製品輸入を制限（2020.12.2）から全地域に拡大し規制を強化した。中国政府は同地区でのウイグル族等の少数民族に対する弾圧を否定しているが、「人権」に関わる問題であるだけに欧州諸国等の関心が高い。

同地区は世界有数の綿花の生産地である。同地区でのアパレル生産工場から調達していなくても、欧州諸国や日本の衣料品メーカーや販売企業が輸入する中国製綿製品に同地区の綿花が使われている可能性がある。このため、ADIDAS、H&M、IKEA、NIKE等のグローバル企業が参加する国際NGOの“BETTER COTTON INITIATIVES”（BCI）は『信頼性の高い認証やライセンスに適さない』として、ウイグル産のすべての綿花から認証シールを撤回した（2020.3）。さらに、IKEA、H&M、PATAGONIAなどはサプライチェーンにおけるウイグル地区からのコットンの購入停止を決めている。

なお、ウイグル族等への人権侵害に加担する企業への制裁対象はアパレル企業だけでなく、画像解析技術を持つエレクトロニクス企業にも拡大している。このため、中国に拠点を置くアパレル企業だけでなく日本の電子部品や電子機器製造業も無関心ではいられない状況にあり、対応を迫られている。

http://www.iti.or.jp/

2.3.　中国の輸出管理強化と日本企業を組み込むサプライチェーン

・中国版「輸出管理法」の制定と中国の輸出管理強化

中国政府も米国に対抗するため、輸出管理の強化を図っている。中国政府の輸出管理強化は米中間の対立を高め、中国に製造拠点を持つ日系企業や、中国製部品や資材を使用する日本企業のサプライチェーンに大きな影響を及ぼしかねない状況に変わりつつある。

中国は全国人民代表大会常務委員会で中国版『輸出管理法』である「出口管制法」を可決し（2020.10.17）、12月1日より施行した。「国家安全」に関わる技術・物品の海外取引を制限し、国家の安全を損ねると判断した海外企業をリスト化し、輸出禁止ができる。「再輸出規制」、「みなし輸出規制」、「輸出活動に対する監査・検査の規定」、「輸出規制先リスト」、「外国組織・人材に対する域外適用」、「中国の国家安全と『利益』に危害を及ぼした場合の報復措置」などの条項がある。公布から2か月もない施行であるうえに、具体的な規制対象品目や施行規則の詳細が明らかでない。

同法制定以前でも、先端技術の海外移転に対する規制強化等に対し中国商務省と科学技術省が中国政府の許可を必要にするなどの規制強化を発表している（2020.8.28）。その対象には、① AIの対話型インターフェース技術、②データ分析にもとづく個人化した情報サービス、③沖合の島・サンゴ礁の利用、④安全保障技術、⑥衛星ナビゲーションシステムの情報伝送暗号化技術などがある。おそらく、③には中国による軍事基地化した南シナ海のサンゴ礁開発に関連するものがふくまれている。

また、「国家の安全に危害を及ぼす恐れがある」などの判断となった企業を特定し（リスト化）、制裁措置として輸出を禁止・制限する（同法2条）。中国商務省は「信頼できないエンティティ・リスト」（「不可靠实体清单」）を公布し（2020.9.19）、即日施行した。米国にあわせ、対象は「最終的な顧客企業」だけでなく「中間財や完成品を海外へ輸出する第三国企業」も含まれる。例えば、中国が米国企業をリストに載せた場合、中国からの輸入品を加工し輸出する日本企業も対象になるので注意が必要である。「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の大幅拡充（2020.8.28）も中国政府の対内投資促進

http://www.iti.or.jp/

の努力とは相容れない「ビジネスリスク」となる性格をもち、外国企業の対中国商取引に、どのような影響が及ぶのか慎重な検討と対応が必要になる。中国で生産・加工し日本等に輸入した部品等を使用した製品を日本等から輸出する場合に中国政府の許可が必要になる場合には、中国との貿易・投資の前提が根本的に崩れてしまう。また、安全保障だけでなく国家の『利益』も対象になるので、日本や米国などの安全保障と異なり産業政策的な要素が盛り込まれているのも、今後の中国への投資や中国にある子会社からの部品等の使用を再検討することが必要になる。

このため、中国にある既存の生産工場や今後の対外投資への影響は、予測しがたい。米国が Huawei などの中国企業に対し禁輸措置を強めているので、同様の対抗措置が可能である。同法は、対象範囲が広く日本企業への影響が大きい。特に、『規制』の存在を意識せずに輸出できたものが中国政府の判断で輸出できなくなる可能性がある。このことは中国とのビジネスを行ううえで大きな転換点になる。また、中国の現地法人から輸出許可が円滑に得ることができなければ、日本を含む輸出が滞りサプライチェーンに大きな障害になる。

さらに、中国国外の組織・個人に対しても法的責任を追及することができるので、中国の生産拠点からの輸出や、生産・R&D 拠点の中国以外への移転等にも影響が及ぶ。中国版「輸出管理法」等の動きは、米中経済のデカップリング（切り離し）が現実味を増していると受けとめることが妥当かもしれない。今後の中国政府の運用状況を見極めつつ、当面は「慎重に」「用心深く」対応していくことしか方策がない。特に、運用規則、当局との事前協議・承諾を得るとともに、中国当局がどこまで透明性の高いルールと運用をするのかに関わっている。

・レアアースにみる中国の輸出管理強化とその対応

輸出管理強化の中で注目される品目の一つがレアアースである。中国はレアアースを「戦略的資源」に位置付け、レアアースの輸出を外交上の『武器』にしてきた。レアアースの輸出禁止措置をしたこともある（2010 年）。

http://www.iti.or.jp/

輸出管理法とは別にレアアースの統制を強化する「レアアース管理条例」の草案を公表した（2021.1.15）。鉱山開発から精錬分離・金属精錬などの生産や利用・製品流通までのサプライチェーン全体を適用範囲にし、企業は輸出管理の法律、法規を順守することを求めている。

一方、米国は、中国がレアアースの採掘・生産で世界のシェアを抑える前までは、MP Materials の Mountain Pass 鉱山（カリフォルニア州）が世界最大で世界の約半分の生産をしていた。同鉱山は米国唯一のレアアース鉱山で、現在は精錬を中国に依存し全量を中国で処理してきた。採掘、精製のコストと環境保全対策に要するコスト高で、中国産に押され操業停止に負い込まれ（2015 年）、2018 年に操業開始したものの経営悪化から連邦破産法 11 条を申請した（2020.6.25）。こうした状況から、米国は鉱石を中国に輸出し精錬を中国に依存している。

そこで、中国への依存から米国構内での加工能力を復活させるため、レアアース等の重要資源の輸入依存を解消するための国家緊急事態法に基づく国家緊急事態を宣言し必要な措置を採る大統領令に署名した（2020.9.30）、なお、MP Materials は、特別買収目的会社（SPAC）・Fortress Value Acquisition 社との合併（社名：MP Materials）を通じて NY 株式市場に上場する。

2.4.　新型コロナウイルス感染症の蔓延でおきた医療用品等の輸出制限

新型コロナウイルス感染症の蔓延は世界中に広がり、マスクをはじめ医療用品、医療機器の不足に各国は直面した。医療現場で使用する N95 マスクやサージカルマスクは現在でも品不足の状況にある。全国民が使う単なる『使い捨て消耗品』のマスクが、人命にかかわる『戦略的な物品』であることを痛感した。過度な中国依存が危険であり、医療用品を戦略物資に加え国内での生産能力を強化するとともに調達先を多極化することの必要性と重要性を気づいた。

なお、ワクチンについても争奪戦になるだけでなく米国や EU が国内（域内）への供給を優先する方針を採っている。EU は EU 域内の工場で生産し

http://www.iti.or.jp/

たワクチンを日本向けに出荷する際には、そのつど（航空一便ごとに）承認をする方針にしている。

3. 対米直接投資の新潮流

米中対立によるビジネスリスクが高まる中で、対米直接投資に新たな動きがみられる等、変化の兆しが見える。

第1は、米国での生産を強化する、あるいは新たに行おうとする動きである。例えば、台湾積体電子製造（TSMC）は、米国（アリゾナ州）に最先端の半導体製造工場を建設する。米国は、NVIDEA、Qualcomm などファブレスの半導体メーカーが多いから、台湾などの EMS（電子生産受託メーカー）の米国進出は米国内での生産強化になる。

オーストラリアの資源会社・Lynas Corp が米国にレアアースの処理工場を新設し、中国のサプライチェーンに組み込まれているレアアースの過度な中国依存を脱却する。2020 年 7 月、重希土類分離施設の第 1 期建設工事について米国防総省と契約を締結した。Lynas Corp は合弁相手の Blue Line 社が計画している施設の建設計画を完成するための資金を受け取る。また、前述の MOUTAIN PASS 鉱山を経営する MP Materials は、現在の精鉱の分離・精製処理の中国依存から、将来的には同社の施設で分離・精製まで行う方針である（別表参照）。

非製造業分野では、前述の TikTok の国際事業を独立させ（TikTok Global）本社をテネシー州に置き、約 2.5 万人を雇用する（2020.9.28）などの動きがある。

第2は、中国への依存をできる限り引き下げようとする動きである。大半の製品を中国で組立をしている Apple Inc. は生産委託先の台湾企業がインドでの生産を拡大し、過度な中国依存への対応を進めている。

第3は中国企業による対米投資の変化である。FIRMMA 法の下では単に『技術の獲得を狙うハイテク企業への出資』（「M&A」型投資）は困難である状況の下で、娯楽や対消費者サービス分野が目立つ。投資案件のデータを

http://www.iti.or.jp/

もとにしたRhodium Group（Rhd）の調査によると、2020年1～6月期の投資額は約47億ドルである。TencentによるUniversal Music Groupへの出資（約34億ドル）を反映し分野別では娯楽関連分野（Entertainment）が全体の72%を占めた。「ヘルスケア＆バイオテクノノジー」、「消費財＆消費者サービス」、「不動産＆ホスピタリティ」等を大きく上回り、“技術獲得”を目的にした分野への投資額は少ない。その結果、実行された投資は、米中対立を反映し低調だった。

3.2.　日本企業の対米投資の動き

日本の対米投資で目立つのはM&A型投資で、M&A型投資を活用することが「当たり前」の状況になっている、2017～20年の4年間に日本企業による外国企業のM&A（“In-Out型”）件数（2,278件）のうち、約32.0%に相当する729件が米国企業を対象にしている（レコフ事務所の調査による）。

事例から主だった近年の特徴をあげてみる。

1）日米欧の3拠点による有力な新分野での事業機会の獲得をする

AGCグループのライフ・サイエンス事業拠点は日・米・欧に展開している。米欧の5拠点は、買収したもので事業拡充を行っている。日本、ドイツ、デンマーク、スペインに加え、米国拠点（2か所）を獲得している（別表参照）

2）投資ファンドなどによる新分野での投資機会を得る

投資ファンドなども米国の新たなビジネス分野に積極的に出資や出資拡大をする。例えば、スパイクス・グループ運営ファンドの未来創生ファンドは、自動運転シャトル・サービスの運営ベンチャー・May Mobilityに出資した。同社はミシガン州、ロードアイランド州の3都市でシャトルバスの運営をしている（2019.12）。

3）米国企業でない外国企業のM&Aを通じて米国事業を強化する。例えば、米国事業を拡大するためのM&Aでも、米国に拠点を持つ企業は多いから米国籍でない企業のM&Aも有力手段になる。例えば、例えば、YKK

http://www.iti.or.jp/

は米国子会社を通じてカナダ企業のカーテン・ウオール・メーカー（Erie Architectural Products Group）を買収し、米国でのビル用アルミ建材事業を拡大する（2019.12）。

4）GF 型投資や既存の生産拠点を拡充することに加え、日本から米国に生産拠点を移す、あるいは米国から撤退し日本からの輸出をしていた企業が、再び米国での生産を計画している。

5）日本企業による米国企業を対象にした M&A 契約の件数（In-Out 型）は 2018 年が 264 件、2019 年が 242 件と多い（レコフ事務所の調査による）。なお、FIRRMA 法に施行によって日本企業による米国企業への M&A を活用した事業拡大の妨げになることはないのではないかと推測している。

6）米国への投資の拡大の中に、「日本」、「欧州」、「北米」、「ASEAN」による 4 極体制、中国を加えた 5 極体制強化を図る動きが目立つ。

4.　まとめにかえて～米中対立・アフター・コロナの時代における直接投資

4.1.　大きすぎる中国依存の軽減

ビジネス分野での対中国依存は極めて大きく、しかも加速しているように見える現状を今後どのようにして軽減していくのかが、大きな課題である。対中国依存が大きいのは日本企業やドイツ企業ばかりではない。米国企業も対中国依存が高まっている。

トランプ政権による中国に対する『制裁措置』により中国にダメージを与えているかのように見える。ただし、制裁措置の結果が米国の産業強化をもたらすように見えない印象がある。また、バイデン政権に変わり対中国政策にどのような変化をもたらすのか現時点では見極めできない。

・中国依存の脱却と中国国内需要向け拠点への転嫁

中国を「世界の工場」に位置付け、米国への輸出拠点に活用することは、劇化する米中対立の下では難しくなる。さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延で「ヒト」、「モノ」の移動が制限され、グローバル・サプライチェー

http://www.iti.or.jp/

ンが中国に極度に依存し過ぎている現状を認識し、極度の中国依存を軽減することが重要な課題になった。そのために、“China＋1”の動きが、どこまで広がるのか？　どのような推移をたどるのか？　等を考えてみる。

第1は、China＋1”への変化が“劇的”に起きていない現実である。“China＋1”が認識され始めてから10年を優に超す。その間の中国の国内需要や生産力の拡大が中国依存を加速させた。一方、中国での生産に対抗する有力な地域が、中国に比べ圧倒的に弱いこと。例えば、中国での生産をする魅力は、①税率の低さ、②「労働力」～豊富で層が厚く多様な職種の「人材」が豊富であること、③「物流インフラ」～中国には世界有数の規模を持つ貨物を取り扱うことができるコンテナ貨物のハブ港湾や国際空港が多数あること等の他国との「差」は、きわめて大きい。

さらに、電気自動車（EV）など新世代技術をベースにした分野では、国をあげて取り組み競争力強化に先んじて、代替となる国との差は容易に埋めようがない。このため、米国のTESLA社はEVの新工場を米国でなくEVで先行する中国に建設する。EV用電池、モーターなどの取引先企業も中国に進出、拡充が見込まれている。

こうした中国の「強み」は、ベトナム、インドなどの能力を圧倒的に上回り、進出先に中国が選ばれてきた理由である。このため、中国に代わる有望先は、こうした中国の「強み」を凌駕できなくても十分に対抗できることが求められる。さらに、中国以外の国への集中が過度になると、一時的にせよ「対応できる能力」の限界を大きく超えてしまい機能不全に陥ることになる。このため、既存のサプライチェーンで大きな役割を果たしている中国も組み込み、中国を補完する役割になる。

「税率」、「港湾・空港などのインフラ」の限界はわかりやすく、限界に近づくリスクを察知することができる。ところが、目に見えにくい「人材プール」などに対する備えは乏しく、短期間での充実は難しい。このため、中国に代わるだけの“能力”の限界の壁を考えると、特定国に集中するのではなく、インドを含めたASEAN全体、東アジア地域全体等の広い地域に分散し補完しあう方向が現実的である。

http://www.iti.or.jp/

第２は、第１とは「裏腹に」中国依存へのリスクが高まっていることへの備えが大切で急務である。中国の国外を市場にする場合には、中国に留まるリスクが大きくなっている。中国の生産拠点や中国向投資を中国市場向けに転換する動きを加速化する対応を取らざるを得ない。

中国の一種の『強圧的で傲慢な態度と報復的な『制裁』的な政策態度も、中国依存リスクが大きい。目立つのは「中国に対する批判」を許さない中国の外交姿勢である。しかも、より過激に先鋭化しつつあるかのように見える。

中国ビジネスに関わる従業員等の安全面での不安も対中国投資をより慎重にすし中国事業の拡大の妨げになる。

こうしたことから、“China＋1”の動きは劇的にすすむのではない。

①中国で消費しないものから「時間をかけて、ゆっくりと着実に進む」。

②新たに生産拠点を拡充する場合には特定の国・地域に集中するのではなく「分散化する」（China＋α）可能性が高い。例えば、アパレル、履物類、スポーツ用品等の大手 SPA 企業の生産国がアフリカ諸国、東欧地域、中南米・カリブ海諸国等に分散立地するのは、「人材」、「物流インフラ」等の制約を可能な限り小さくする。中国に代わる国はなくても分散化することで、「中国リスク」を軽減することになる。APPLE, Inc. は、部品素材・組立を ASEAN 諸国にインドを加えた広域の経済圏でサプライチェーンを組織化することで、中国に集中することのリスクを小さくする。

なお、輸出を主体にした中国事業リスクは中国企業にも言える。中国国内一辺倒から、ASEAN 諸国等への進出が相次いでいるのも、リスク回避といえるだろう。

③各国政府が中国への過度の依存を緩和することを目的に、生産拠点の新規投資策を充実させている。こうした優遇策を活用し、自国ないし ASEAN 諸国等への投資を後押しする。例えば、日本は日本国内だけでなく、ASEAN 諸国での新規投資に対し 50％～75％を助成する制度を設けた。

なお、「輸出」を前提にした中国依存が深刻化することを見越し、中国自身が国内需要の拡大を図り「輸出」に依存せず米国に匹敵する消費市場を拡

http://www.iti.or.jp/

大することを強力に進めていくに違いない。中国国内に立地する輸出主体の外資系企業も中国国内需要を獲得するだけでなく。中国市場で存在感を発揮できる企業にならない限り、中国以外の国での競争に勝ち残れない。

4.2.　今後の直接投資の展望

(1) 広範囲な分散、有力市場を重視した分散型のサプライチェーン

有力な市場ないし近隣地域への供給・販売を確実にするために、極度の生産集中を避け分散した立地を推進する。コロナウイルス感染症の蔓延による医療品・医薬品原料などを中国に極度に依存しすぎたことによる混乱から学ぶことは、分散すること、消費地に近い立地での重要性である。

日本、中国、米国を中心にした北米地域、欧州地域、ASEAN やインド周辺のアジア地域など、「3 極」、「4 極」、「5 極」と各地に分散・立地したサプライチェーンをめざす。

例えば、TESLA は米国 Fremont 工場（CA 州）、GIGA Factory-1（NV 州）、Buffalo 工場（NY 州、太陽電池、モジュール生産、2017 年）、中国の上海（2018 年発表、2020.1 稼働）に加え、2019 年にドイツの BERLIN、AUSTIN（TX 州）に EV サイバートラックや EV セミトラックを製造する工場（GIGA FACTORY）を建設する 2020 年 7 月）と発表した。

日本企業も、日本電産は EV で先行する中国する拠点に加え、需要の拡大が確実視される欧州（セルビア）に大規模投資をする。おそらく、今後 EV にエネルギー・シフトが予想される米国への投資を拡大することが予想される。日本の自動車メーカーも米国での EV への生産拡大が前倒しになり計画が実行することになる。

(2) 加速する「脱炭素化」への対応

今後のサプライチェーンの構築に脱炭素化への対応が不可欠になる。例えば。APPLE Inc. は温室効果ガスの排出でカーボンニュートラルを達成し、総合的なカーボンフットプリントを IPCC 目標に 20 年前倒しでネットゼロを達成することを計画している。『Apple の環境に関する 2020 年の進捗報告

http://www.iti.or.jp/

書』（2020.7.21）で、「事業全体、製造サプライチェーン、製品ライフサイクルのすべてを通じ、2030年までに気候への影響をネットゼロにする。販売する全てのApple製品を、2030年までに気候への影響をネットゼロにする」ことを掲げた。このため、すべての調達先に対しても、この目標に向けた取組を求めている。

APPLE Inc.のCO2排出ゼロ計画は、国連の目標達成時期より20年も早い。同社の事業活動で排出するCO2の約半分が製造段階にある。このため、全ての部品等の取引先に対し再生エネルギーを利用することの作業を求めている。

MICROSOFTは2030年、AMAZONは2040年にCO2排出をゼロにする計画を持つ。

こうした「脱炭素化」に向けて取り組むことを求める巨大な米国IT系企業の経営方針が、事実上の「国際標準」になって、サプライチェーンだけでなく各国の企業や政策に大きな影響を与える可能性を予感させる。また、「環境」を重視する顧客や市民が増えていること、EUの「リカバリー戦略」も後押しする。

(3)「America＋1」の可能性

魅力があり不確実性のリスクが小さい米国市場をより確実に獲得するには、米国に生産拠点投資するだけでなくメキシコでの生産強化を図り（Nearshoring)、新NAFTA（USMCA）を利用する“America＋1”を戦略的に取り入れる必要がありそうだ。その兆候は始まっている。例えば、台湾企業の鴻海精密工業や和碩聯合科技（ペガトロン）などがメキシコでの工場建設を検討している。鴻海精密工業はメキシコにTVやサーバー等の生産を行う5工場を持ち、APPLE Incの工場を検討していると伝えられている。

なお、半導体分野では日本での生産強化を図る「動き」もある。日本はIC Insigtsによると世界の半導体生産能力（Wafar Capacity 2019年12月時点）は、1951万枚/月（200mmウェハ換算）で、台湾（21.6%）、韓国（20.9%）についで日本（16.0%）が3位である。4位が中国（13.95）で、

http://www.iti.or.jp/

世界の半導体生産能力の約73.3%が北東アジアに集中している。半導体の受託生産で世界最大手の台湾積体電路製造（TSMC）は、日本に研究開発拠点を新設すると発表した（2021.2）。

4.3.　中国が目指す日本他を中国のサプライチェーンへの組み込み

新型コロナウイルスの発生源となり一早く収束の方向に進んでいる中国は、経済の回復が進んでいるかのように見える。国内需要を中心に据えつつ貿易や投資を利用し成長を続けるとの推測ができる。

おそらく、中国のグローバル・サプライチェーンに対する考えは次のようであると推測している。

①国際的なサプライチェーンが、『中国抜き』（中国依存なし）では成り立たない状況を目指す。そのためには、中国のサプライチェーンに日本やASEAN諸国を組み込む考えを推し進めていく。
また、EVなどの最先端産業・商品の開発・普及を進め、中国依存を高める取組をする。

②中国自身は、国際的なサプライチェーンに依存しない状況に作り替える。
中国市場～特に消費市場を拡大し、国内での素材・原料から中間財・最終財までの購買力を拡大し、国内生産力を高める。

こうした展望を踏まえ日本企業の対中国事業を考えると、中国が魅力ある市場であり続けること、中国とのビジネスがさまざまな「リスク」がつきまとう市場であることに変わらない。今後も「市場の魅力」と「不確実で大きなリスク」のバランスをとりつつ、『よき近隣のパートナー』『手強い競争相手』と受けとめたうえで、多極化を図ることが必須である。

具体的には、①中国事業は中国国内市場向けに特化し中国向けの割合を高めていく。②中国にある子会社を含む中国からの調達等の割合を極力下げ、生産拠点・調達先の分散を図る。③「要戦略物資」の範囲を常に見直し、調達・生産・販売のネットワークの多極化を進めて行く、等である。

http://www.iti.or.jp/

別表　対米直接投資の新潮流と直接投資事例

(1) 従来にない新たな投資事例

外国企業　【国名】	分野【時期】	概要
台湾積体電路製造（TSMC）【台湾】	半導体（2020.05）	TSMCは台湾の半導体受託生産の世界最大手企業（世界シェアの約5割を、Apple の「iPhone」のCPUを全量生産） アリゾナ州に最先端の半導体工場を建設すると発表（2020.5.16）。 2021年着工、24年量産開始。総投資額は120億ドル ・回路線幅 5ナノの製品を生産、生産能力はウエハー換算で月2万枚。
Lynas Corp【Australia】	レアアース（2020.06）	Lynas Corpは米国内にレアアースの分離・精製する工場を建設することを発表（2019.5.29）。テキサス州のBlue Line Corp.と合弁で処理工場を建設 ・中国以外で重希土、中希土を大規模に生産する唯一の工場になる ・国防総省から、レアアースの分離・精製工場建設に対し、資金支出を決定（2020.6.27、申請は2019.1
鴻海精密工業【台湾】	医療機器（2020.04）	人工呼吸器の生産に乗り出すと表明 アイルランドの医療機器大手・MEGATORONICと協力し、中西部ウィスコンシン州で建設中の液晶パネル工場で生産。6月には1,000台規模の生産

(2) APPLE 製品のインド他での生産強化

	企業名	中国での生産品	中国以外での生産品および生産移転の動き（＊印はAPPLE以外の米国企業）
台湾企業	鴻海科技集団（Hon Hai Precision Industry Co.）富士康科技集団（Foxconn Technology G）	iPhone	【インド】　iPhone　（2019年） 【ベトナム】　FoxconnはiPadタブレットとMacBookの組み立てラインを、ベトナム東北部バクザン省に建設し、2021年上半期にも稼働が開始と報道　(2020.7)
台湾企業	Pegatron	iPhone	【インド】　iPhone組立工場を建設する計画との報道（BLLOMBERG、2020.7）
台湾企業	緯創資通股份有限公司（Wistron　Corporation）	iPhone	【インド】　iPhone　（2017年）
台湾企業	広達電脳（Quanta Computer）	MacBook	【タイ】PC生産工場 ＊ヒューレット・パッカード（HP）が中国にあるPC生産能力の一部をタイに移転するよう要請(2019)
台湾企業	仁宝電脳工業（Compal Electronics）	iPOD	ベトナムでの生産強化（第2工場の建設を発表　2020.6） ＊DELLはPCNO生産の一部を中国からベトナムに移転するよう要請（2019）
台湾企業	英業聯（Inventec）	AirPOD	
中国企業	歌尚声学（GoerTec）	AirPOD	【ベトナム】AirPOD　（２０２０．３）
中国企業	立訊精密工業（Luxshare Precision）	AirPOD APPLE WATCH	【ベトナム】AirPOD(2020.3)

(3) 今後の成長有望産業：電気自動車分野にみる多極化事例

	TESLA(米国)	米国 ドイツ	2010年の米国Fremont工場（CA州）を建設し、GIGA Factory-1（2014年　NV州）、Buffalo（２０１７年、NY州、太陽電池、モジュール生産）、中国の上海（2018年発表、2020.1 稼働）に加え、2019年にドイツのBERLINに、AUSTIN（TX州）にEVサイバートラックやEVセミトラックを製造する５番目の工場（GIGA FACTORY)を建設する2020年７月）と発表
日本企業	三菱ケミカル	米国・英国・中国	米・英・中国の各工場の設備を増強。世界での生産能力を増強。電池メーカーを通じ各国の自動車メーカーに供給
日本企業	日本電産	セルビア	セルビアにEV用駆動モーターの工場を建設、2023年をメドに年20万～30万台を生産、中国に次ぐEV用モーターの拠点にする計画　　投資額　約2,000億円 ・フランスとポーランドでも22年以降に生産を始める計画
日本企業	東レ	ハンガリー	ハンガリーでリチウムイオン電池の基幹部材であるセパレーターの新工場を稼働させる(2022年)
日本企業	日本ゼオン	欧州	リチウムイオン電池の負極材向けの接着剤の欧州せの生産を予定

http://www.iti.or.jp/

(4) 日本企業による対米直接投資事例

		分野(時期)	
M&Aを通じた事業拡大	日本電産	精密機器 (2019.12)	Robotecを日本電産の米国孫会社を通じ買収(2019.12) ROBOTECはモーション・コントロールのベンチャー企業。無人自働搬送機（AGV)市場向けの超低電圧ドライブの設計・開発・販売。倉庫・セキュリティ・清掃・農業用に採用
	栗田工業	半導体等 精密洗浄 (2019.12)	精密洗浄分野の大手企業・Pentagon Technologies Incを米国子会社を通じ株式を取得(出資比率51%) PENTAGONは、半導体製造装置メーカーから「認定工場指定」を受けるなど、半導体精密機器洗浄市場の世界トップクラスのシェアを持つ
	AGC	バイオ医薬品 (2019.11)	AGCのバイオ医薬品CDMO事業子会社AGC Biologics社の米国（ワシントン州）と欧州（デンマーク）生産拠点の設備増強 CDMOは、製造受託、製造方法の開発を受託・代行する会社（Contract Development & Manufacturing Organization）
	富士フイルム	医薬品 (2020. 03)	iPS細胞の開発・製造・販売の子会社FUJIFILM Cellular Dynamics, Inc.が、治療用ｉPS細胞の新生産施設の稼働 iPS細胞およびiPS細胞由来分化細胞の開発・製造受託も展開
	アステラス製薬	バイオ医薬品 (2019.12)	・Audentes Therapeutics.（医薬品のベンチャー企業メーカー）を米国の持株会社の子会社（Asilomar Acquisition)を通じてTOBによる買収　（買収額30億ドル）
		バイオ医薬品 (2018.01)	Mitobridge, Inc.（バイオ医薬品のベンチャー企業）を買収し、完全子会社化を発表。
		バイオ医薬品 (2019.12)	ザイフォス・BioSiences Inc.（バイオ医薬品のベンチャー企業）を完全子会社化（買収額 1.2億ドル）
	アンジェス	バイオ医薬品 (2019.12)	Emendo Biotherapeics（イスラエルを拠点にした米国の医薬品ベンチャー企業）に出資（出資比率32%) 重篤な疾患や障害を除去する細胞の遺伝子異変を修復するゲノム編集の技術開発
	AGC	バイオ医薬品 (2020.06)	AstraZenecaのバイオ医薬品原薬製造工場（CO州）を取得 ＡＧＣのCDMO事業子会社のAGC Biologicsのバイオ医薬品生産能力を増強、本格的な受託製造開始(2021.4)を目指す
再挑戦	マツダ	自動車 (2020.08)	マツダは、トヨタ自動車と組み、アラバマ州に建設中の合弁生産工場に8.3億ドルを追加投資する（当初の投資額と合わせると23.11億1ドル） ・マツダは、北米専用の新型スポーツタイプ多目的車（SUV）を生産する。2012年に米国での生産を撤退したのを再挑戦する。
	スバル	自動車 (2020.07)	スバルの米国子会社(Subaru of Indiana Automotive: SIA)が1億5,800万ドルを投じるIN州Lafayette工場の拡張工事に着手(2020.7)
事業拡大	トヨタ	自動車 (2020.01)	Toyota Motor North Americaは、Toyota Motor Manufacturing, Indiana, Inc.に合計13億ドルを投じ工場の刷新を発表 ・2017～2021年までの5年間で約130億ドルを投資する計画の一部
	ダイキン【日本】	フッ素ガス	2019,10　Daikin Americaはアラバマ州Decatur工場25周年式典で、工場拡張を発表（投資額：最大で1.5億ドル） ・フッ素ポリマー生産能力の増強、関連モノマー生産の拡大、R&D能力の向上を目指し、 2020年1月から拡張工事を開始

【注】

1.【投資形態別対内投資統計】 米国は、UBO（Ultimate Business Owner）基準による投資形態別統計を作成している。（本誌 115 号『米国の対内直接投資統計からみた日本企業の対米直接投資』参照）
http://www.iti.or.jp/kikan115/115stat.pdf

2.【事例】 事例は各社の公表資料等を参考にしてまとめている。

【参考資料】

1. FIRMMA 法、ECRA 法の詳細は米国商務省・産業安全保障局（Bureau of Industry and Security：DOC BIS）のサイト参照
https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/commerce-control-list-ccl
2. CISTEC（安全保障貿易情報センター）https://www.cistec.or.jp/
3. APPLE のカーボンニュートラル宣言
https://www.apple.com/jp/newsroom/2020/07/apple-commits-to-be-100-percent-carbon-neutral-for-its-supply-chain-and-products-by-2030/